

1. 事業の概要

現在行っている自動車リサイクル法(以下「法」という。)の見直しの中で、自動車の不正解体・不正輸出対策、不法投棄車両の迅速かつ効率的な適正処理等について、多くの指摘がなされていることから、これらの課題について、具体的な対応方策を検討する。

2. 事業計画

使用済自動車の不正輸出対策検討事業

適正に解体された解体ガラ等の輸出は法で認められているが、無許可解体業者等により、不適正に解体された自動車を部品と称して輸出する例が見られ、盗難車も同様な形で輸出される事例もある。このように、自動車の不正輸出は国内での不適正解体を誘引する一因となっていることから、厳正に対処する必要がある。現在、一部の港でこれを監視する体制が構築されているが、全国的な対応の検討に当たり、輸出業者の形態、国内の流通経路、不適正な処理とその輸出の形態について把握し、不正中古車輸出を防止する方策を検討する。

不法投棄車両処理スキーム検討事業

平成17年1月の法施行以来、不法投棄は着実に減少しているものの、未だ不法投棄された使用済自動車等が約1万4千台残存している。不法投棄された使用済自動車や廃棄物を地方自治体が行政代執行により撤去する事案に対して、費用の8割を補助する支援措置が法に設けられているが、地方自治体からは、不法投棄車両の多くを占める中小規模事案に対する処理方法や迅速な処理手続き等の在り方についての指摘がある。

このため、中小規模事案の試験的処理及び行政代執行手続のシミュレーションを通じ、支援措置の必要要件を満たし、かつ効率的な行政実務事業のあり方をガイドラインとして取りまとめ、法の支援措置をできるだけ活用して残存不法投棄車両の処理が進むようにする。

3. 施策の効果

現行制度の課題・問題点の抽出及び対応方策を検討することにより、必要な追加的施策を講じることができる。

使用済自動車の不正輸出対策検討事業

背景

- ◆ 中古車輸出の関税逃れとして、ハーフカットし部品として輸出する業者が存在
- ◆ ハーフカットは使用済自動車の解体行為であり、**リサイクル法のルートを経たものでなければ、違法解体**
- ◆ **盗難車も**、中古車では輸出できず、**違法解体して部品として輸出**



必要性

- ◆ 国内の不適正解体、無許可解体を防止するためには、**出口による規制が有効**
- ◆ 現在、一部税関で自り法上適正に解体された旨を、電子マニフェストの写しにより試験的に確認

概要

- ◆ 自動車部品の輸出の形態、国内の供給元、流通経路等をアンケートや聞き取りで把握。
- ◆ 確認措置の社会的なインパクトを推計
- ◆ 適正な自動車部品輸出を担保する方策について検討



不法投棄車両処理スキーム検討事業



背景

- ◆自動車リサイクル法は不法投棄防止のため預託金前払い方式を採用しているが、未だに1万4千台残存し、そのうち法施行前に不法投棄されていた使用済自動車等は**約8千台残存**（平成20年度末現在）
- ◆不法投棄車両は、原因者による撤去以外に以下の支援措置により対応
自動車製造業者等の**寄付行為**
預託金の剰余金を原資とした地方自治体の行政
代執行費用の**8割を補助**

必要性

- ◆自動車製造業者等から寄付制度の**終了要求**
- ◆地方自治体から**中小規模事案への処理方法や迅速な処理手続き等の在り方**が指摘されている。



事業内容

- ◆効率的な不法投棄車両の試験的撤去及び代執行のシミュレーションを実施
- ◆効率的な行政実務事業のあり方を**ガイドラインとして作成**
- ◆**残存不法投棄車両ゼロ化の達成**を目指す

